

授業科目名	労働紛争の実務	期別	前期	授業形態	演習
担当者名	山口 幸雄	単位数	2	開講年次	2 (19台以前)

授業科目の概要		
個別労働事件で一般的に見られる事件類型を対象に、学生間の議論および講師・学生間の問答を通じて労働法上の問題点や主張・立証すべき事項、立証方法等を考える。必要に応じ、関連する裁判例を紹介しながら、実務家の視点から適宜解説を加える。また、教材で使用する「事例演習労働法」の中から関連する問題についてレポートを提出してもらい、添削講評する。		
到達目標		
労働法の基本的知識の定着化を図るとともに、主張・立証責任の所在を考えることで法的分析能力を養い、立証方法を考えることで証拠収集の方法を修得することを目標とする。		
成績評価基準および方法		
成績評価は到達目標への達成度を基準として行う。 課題レポートの評価 60%、取組・発表、プレゼンテーション力の評価 40%の割合で評価する。定期試験は実施しない。		
テキストおよび参考文献		
テキストとして、講師作成のレジュメと、水町勇一郎ほか編「事例演習労働法（第3版補訂版）」（有斐閣、2019年、本体2,700円、ISBN978-4-641-24330-9）を使用する。レジュメは学期初めに配布するが、「事例演習労働法」は事前に購入しておくこと。参考文献としては、山口幸雄ほか編「労働事件審理ノート（第3版）」（判例タイムズ社2011年、本体3,000円、ISBN978-4-89186-183-4）、佐々木宗啓ほか編「類型別労働関係訴訟の実務」（青林書院、2017年、本体5,500円、ISBN978-4-417-01723-3）、山川隆一「労働紛争処理法」（弘文堂、2012年、本体3,200円、ISBN978-4-335-35521-9）がある。		
履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）		
要件事実と主張立証責任について、民事実務基礎論の該当箇所を事前に復習しておくこと。毎回の事前学習としては、講師作成のレジュメ記載の問題につき、請求や訴訟物、要件事実の主張立証責任の所在を考えておくこと。事後学習としては、授業の内容を整理し、理解を深めることに努めるとともに、労働法の知識を再確認するための課題についてレポートを提出すること。少なくとも、事前学習には2時間程度、事後学習には2時間程度かけるのが望ましい。		
授業計画および内容等		
第1回	労働事件処理制度	裁判所による個別労働紛争処理と行政による個別労働紛争処理
第2回	解雇一般(1)	普通解雇、解雇期間中の賃金請求
第3回	解雇一般(2)	懲戒解雇、解雇期間中の賃金請求
第4回	整理解雇	整理解雇の4要件（要素）

第 5 回	解雇以外の 終了事由(1)	有期雇用契約の更新拒絶
第 6 回	解雇以外の 終了事由(2)	休職期間満了、定年後の再雇用
第 7 回	配転命令	配転命令権の制限、配転命令権の濫用
第 8 回	解雇以外の 賃金請求	就労、相殺、賃金減額の合意等
第 9 回	解雇予告手当	解雇予告手当の額、労基法 20 条違反の解雇、付加金
第10回	時間外手当	労基法 37 条が適用される場合の割増賃金額、労働時間、管理監督者、定額 手当
第11回	退職金	退職金不支給（減額）条項、退職金規程の不利益変更等
第12回	セクハラ等	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等による損害賠償
第13回	労働災害(1)	安全配慮義務違反、過失相殺
第14回	労働災害(2)	遺族補償給付不支給処分取消
第15回	労働仮処分	地位保全、賃金仮払、配転無効、経営者の自宅付近での面会強要禁止等
関連 URL		
備考欄		